

企業倒産と消費者被害



特集

1

山本 和彦 Yamamoto Kazuhiko 一橋大学大学院法学研究科教授
1984年東京大学法学部卒。同助手、東北大学法学部助教授、一橋大学
法学部助教授を経て、2002年4月から現職。法制審議会倒産法部会幹事、
同民法(債権関係)部会幹事、消費者委員会集团的消費者被害救済制度専
門調査会委員などを歴任。



倒産処理と消費者被害

倒産とは

日々多くの企業が倒産しています。我々消費者が倒産に巻き込まれる事態も増えています。ただ、倒産について正確に理解している消費者は必ずしも多くありません。

「倒産」とは、債務者が債務の弁済をすることが一般的にできなくなった状態、あるいは資産を負債が上回る状況になった状態を指します。前者を「支払不能」といい、後者を「債務超過」といいます。いずれにしても、このような状態になると債務者は自己が負っている債務を100%弁済できなくなるので、債権者を平等に取り扱い、債権額に応じて案分の弁済をする必要が生じます。このような状態を放置すると債権回収が早い者勝ちとなってしまいうからです。消費者など経済的にも情報的にも弱い立場にある債権者は、十分な債権回収ができず泣き寝入りになるおそれが強くなります。そうした事態を防止し、債権者にできるだけ多くの弁済を公平に行うのが倒産処理の手続きの役割です。

例えば、かつて安愚楽牧場という企業の倒産事件がありました。この企業はいわゆる和牛預託商法という事業を行っていましたが、資金繰

りに行き詰まり、2011年12月破産手続を開始しました。この企業は和牛を消費者に販売、その飼育等を代行し、契約期間終了後はそれを買い戻すという事業をしていましたが、実際には和牛の販売が低迷し、消費者から取得した契約金を他の消費者の弁済に充てるという自転車操業の事態に陥り、最終的に経営破綻しました。4000億円を超える債務に対し、優先債権等を差し引いた資産は数十億円にとどまるとされ、債権者の公平な取扱いが必要となりました。

倒産処理の手続きの流れ

それでは、倒産処理の手続きは具体的にどのように行われるのでしょうか(図)。まず、法的倒産手続(裁判所における手続)と私的整理(裁判所の外での債務整理の手続き)の違いを認識する必要があります。後者の私的整理は必ず関係者全員の合意によって処理されます。例えば、債

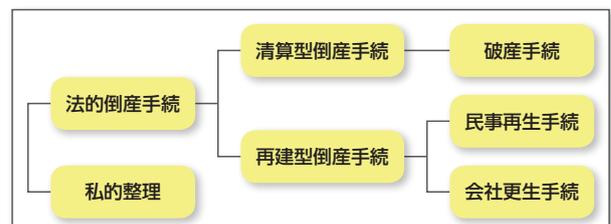


図 倒産処理の手続き

務者から「すべての債務を弁済できないので、〇〇のような新たな事業計画で事業を再建します。債務の3割をカットして、残りの7割を10年間の分割弁済にさせてください」という提案(再建・弁済計画案)があり、債権者すべてがそれに同意すれば、計画が成立し債権者の権利の中身が変更されます。ただ、債権者全員の意見が一致しないことも多く、その場合は前者の法的倒産手続にならざるを得ず、債権者の多数決、その他強制的な方法で手続きが進められます。

清算型と再建型

法的倒産手続の種類としては、大きく清算型倒産手続(以下、清算型手続)と再建型倒産手続(以下、再建型手続)に分かれます。清算型手続は債務者の財産をすべて清算してお金に換え、それを債権者に弁済する手続きで、再建型手続は債務者の事業を再建し、そこからの収益を債権者に弁済する手続きです。前者としては破産手続があり、後者としては民事再生手続(以下、民事再生)と会社更生手続(以下、会社更生)があります。民事再生は破産管財人(以下、管財人)を選ばずに従来の経営者がそのまま手続きを進めるのに対し、会社更生は必ず中立の第三者である管財人を選んで手続きを進めます。

破産手続においては、裁判所が破産手続の開始を決定し、まず管財人を弁護士の中から選任します。そしてこの管財人が中心的役割を果たし、破産者の財産を探索し、第三者からそれを取り戻して換金していきます。他方、債権者は自らの債権を裁判所に届け出て、その債権が本当に存在するかどうか調査されます。そして、最終的に存在が確定した債権に対し、財産を換価した代金で配当されます。配当は、民法等で優先権が認められた債権(担保権など)を除き、債権額に応じて案分されます。

民事再生や会社更生も、基本的な手続きの進め方は破産手続と同様です。ただ、民事再生では、前述のように、管財人は原則として選任さ

れず、従来の経営陣がそのまま事業を遂行します。また、このような再建型手続では財産の清算は行われず、事業はそのまま続行されて、事業の再建および債権者に対する弁済の計画を定める再生・更生計画案が立てられます。債権者はこの計画案に対して投票を行い、多数決で賛同を得たうえで、裁判所の認可した計画に基づき、手続きが進められます。

消費者の契約・債権のゆくえ

このような法的倒産手続の中で消費者の契約や債権はどのように扱われるのでしょうか。まず、消費者が事業者の倒産前に締結した契約は、原則としてそのまま残ることになります。ただ、契約上の債務が双方とも履行されない状態で倒産手続に入ったときは、事業者の管財人等がその契約をそのまま続けるか止めてしまうか(解除するか)を選択できます。契約が履行される時は消費者の権利は倒産前と同じかたちで、財団債権*として保護されますが、契約が解除されれば、消費者に損害が発生してもその権利は倒産手続の中でしか行使できません。

例えば、消費者が自宅の建築を建設会社に頼んで(請負契約を締結して)いたところ、その建築中に、代金未払いの状態でも建設会社が破産したときは、管財人はそのまま建築を続けるか(この場合、消費者はその代金を支払う必要がある)、契約を解除してしまうか(この場合、消費者は既払いの代金はそのまま取り返せるが、別途損害が発生してもその賠償は破産手続で届け出る必要がある)を選ぶことができます。

ただ、事業者が倒産した場合、多くは消費者側が一方的に事業者に対して債権を有する状態になります。この場合は消費者の債権について前述のように、裁判所に対し届け出が必要です。届け出がない債権は原則として手続きでは無視されます(ただし、民事再生では債務者のほうが

* 破産手続によることなく、破産財団(管財人が管理する破産者の財産)から随時優先弁済を受けることができる債権

自分の知る債権を自認する必要があるとされる)。届け出のあった債権は、その債権が実際にあるのか、その額が正しいのかなどについて、管財人や他の債権者による調査が行われ、最終的には訴訟などを経て確定されます。

破産手続における配当は、債権額に応じた案分で行われます。例えば、10億円の負債がある企業が破産し、管財人が資産を換価して1億円を配当できるとすれば、10%の弁済となります。したがって、100万円の債権を有する消費者は10万円だけ弁済を受けられます。破産した法人は解散することになるので、残った債権は実質的には消滅することになります。

他方、民事再生や会社更生では、債権者は再生計画案等について議決権を行使し、最終的に可決・認可された計画によって債権者の権利が変更されます。例えば、10億円の負債がある企業について、3億円を10年間で弁済する再生計画が可決・認可されると、100万円の債権を有する消費者は毎年3万円ずつ10年間弁済を受け、最終的に30万円を回収できることになります。残った債権は免責され、倒産手続終了後に再建された企業には、もはや追及できなくなります。

債権者である消費者はどうすれば？

倒産手続では、基本的に消費者の債権について特別のルールは存在しないという点に注意しなければなりません。実体法上は消費者契約については消費者契約法の定めにより通常の契約とは異なる取扱いがされ、手続法上も消費者の権利の集団的救済については特別の法律が存在します。しかし、倒産手続に関してはそのような特別扱いはされず、消費者も他の債権者と基本的に同じ扱いとなります(その例外として、金融機関の破綻処理における預金債権者・保険契約者等の特別の取扱いなどがあるに過ぎない)。したがって、債権者である消費者は自らの責任で注意して倒産手続に臨む必要があります。

消費者が取引をしている事業者が経済的に危

うい状態になったことを知ったときには、その事業者との取引を打ち切ることがまず考えられますが、既に代金を支払っていたり金銭を預託していてそれができないときは、できるだけ早く倒産手続を始めるほうが傷が浅くてすむ場合が多いでしょう。しかし、現実には消費者の手で倒産手続を開始することは極めて困難です。その結果、多くは状況が相当に悪化してから倒産手続に入ることになります(手続きの早期開始のために消費者庁に倒産手続開始の申立権を与えるべきではないかとの立法論がある)。

倒産手続が開始されると、管財人等に知られている債権者である消費者には通知が来ます。知られていない場合(過払い金がある場合など)にはそのような通知は来ないので、自ら情報を集めて管財人に連絡する必要があります。つまり、取引先が倒産したという情報を得たときは、官報その他で管財人の連絡先を確認し(裁判所に問い合わせもできる)、管財人から自分がとるべき行動を教えてもらうとよいでしょう。また、このような場合は、被害対策弁護団などが結成されることも多いと思われるので、それらのルートで情報を得ることも考えられます。

倒産手続の申立てがあると、比較的早い段階で債権者集会や債権者説明会が開催されます。出席すると、倒産の原因、今後の手続きの進め方、配当・弁済の可能性などについて情報を得ることができます。消費者が手続きに参加するには、前述のように債権届出の必要がありますが、債権届出を行うと、後はほぼ自動的に手続きが進んでいくでしょう。特に破産手続では管財人からの配当を待つだけということになります。ただ、実際には配当がまったくないこともあり、あっても数%ということが多いでしょう。他方、再建型手続では、再生計画案等に対して議決権を行使する機会があります。ただ、実際には債務者や管財人の提案する計画案に賛成するかどうかが問われ、反対すれば破産になることから、その選択肢は乏しいといえるでしょう。